

資料1 追加項目の検討(1)
 時限解除の記載例 (一部開示決定通知書)

参考資料2

第14号様式(第8条関係)

保有個人情報一部(開示・訂正・利用停止)決定通知書

様 (実施機関)		記 号 番 号 年 月 日
印		
年 月 日付の保有個人情報の(開示・訂正・利用停止)請求に対して、 武蔵村山市個人情報保護条例(第15条の2第1項・第16条の4第1項・第17条の4第1項)の規 定により、次のとおり保有個人情報の一部を(開示・訂正・利用停止)することに決定し たので通知します。		
請 求 内 容 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止	
(開示・訂正・利用停止)を する保有個人情報の内容		
開 示 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 () 午 前 後 時 分
	場 所	
訂 正 又 は 利 用 停 止 (予 定) 年 月 日	年 月 日	
(開示・訂正・利用停止)を しない部分及びその理由		
条例第15条の2第2項後段の 規定の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日以後、開示しない 部分を開示することができるようになります。当該部分の開示を希望する場合は、同 日以後、改めて開示請求をしてください。) <input type="checkbox"/> 無	
担 当 部 課 名	電 話	
1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、書面で実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内に、武蔵村山市を被告として(訴訟において武蔵村山市を代表する者は(実施機関がし た処分に係る武蔵村山市を被告とする訴訟について武蔵村山市を代表する者を記載する こと。)になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決 定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の 翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな ります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起す ることができます。		

- 注1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人であることを証明する書
 類を持参してください。
 2 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状など資格を有することを証明する書
 類も持参してください。
 3 文書、図画又は写真以外に記録されている保有個人情報の写しの交付を受ける場合
 は、写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。
 4 訂正、利用停止については、実施した内容を追って通知します。
 (日本産業規格A列4番)

時限解除の記載例（非開示決定通知書）

第15号様式(第8条関係)

保有個人情報(非開示・非訂正・利用非停止)決定通知書

記 号 番 号 年 月 日		
様 (実施機関)		
印		
年 月 日付の保有個人情報の(開示・訂正・利用停止)請求に対して、武蔵村山市個人情報保護条例(第15条の2第1項・第16条の4第1項・第17条の4第1項)の規定により、次のとおり保有個人情報の(開示・訂正・利用停止)をしないことに決定したので通知します。		
請 求 内 容 の 区 分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 視聴又は聴取 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止	
請求に係る保有個人情報が記録されている業務(文書)の名称		
開示、訂正又は利用停止をしない理由		
条例第15条の2第2項後段の規定の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日以後、開示をすることができるようになります。開示を希望する場合は、同日以後、改めて開示請求をしてください。</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 無	年 月 日以後、開示をすることができるようになります。開示を希望する場合は、同日以後、改めて開示請求をしてください。
年 月 日以後、開示をすることができるようになります。開示を希望する場合は、同日以後、改めて開示請求をしてください。		
担 当 部 課 名	電話	
<p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で実施機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、武蔵村山市を被告として(訴訟において武蔵村山市を代表する者は(実施機関がした処分に係る武蔵村山市を被告とする訴訟について武蔵村山市を代表する者を記載すること。))になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

(日本産業規格A列4番)